

「横浜市イノベーション人材交流促進業務委託」契約結果

横浜市イノベーション人材交流促進業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 横浜市イノベーション人材交流促進業務委託

- (1)副業・兼業人材を受入・活用する企業の開拓
- (2)受入企業のニーズ確認
- (3)副業・兼業人材募集要項作成、副業・兼業人材公募の支援
- (4)受入企業と副業・兼業人材のマッチング支援
- (5)相談窓口設置
- (6)市域の中で、スキルや経験を有する人材を活用して市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みの構築

2 委託内容

3 契約の相手方 横浜未来機構
事務局長 古木 淳

4 契約金額 ¥2,998,600

5 契約日 令和4年8月10日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
横浜未来機構 事務局長 古木 淳	550点	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 開催日時 令和4年7月21日(木)

(2) 開催場所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所会議室

(3) 主な発言内容

- ・副業・兼業人材の受入先となる企業、副業兼業人材を送り出す側の企業など、関係者からの情報収集をしっかりと行なう上で、課題とそれに対応する取組を提案しており、実現性のある提案内容となっている。
- ・周知啓発手法については、今後の事業運営の中で工夫が必要ではあるが、マッチング事例を着実に積み重ねながら、3か年で副業・兼業人材を受入する企業を拡大させていくことに期待が持てる。

(4) 評価基準 別紙のとおり

8 問い合わせ先 経済局新産業創造課(045-671-2748)

提案書評価基準

評価事項

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務目的・内容の理解度	20		(10×2)		
(2)業務実施方針の妥当性	10				
2 提案内容に関する視点					
(1)提案者が有する市内スタートアップや中小企業とのネットワークを活用した受入企業の開拓	20		(10×2)		
(2)副業・兼業人材募集要項作成の支援、副業・兼業人材公募の支援	20		(10×2)		
(3)受入企業と副業・兼業人材のマッチング支援	10				
(4)スキルや経験を有する人材を活用して市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みの構築	20		(10×2)		
(5)業務内容の達成に必要な能力と実現性	10				
3 実施体制に関する視点					
(1)従事スタッフの構成・人数など	20		(10×2)		
(2)スケジュール管理	10				
(3)類似業務の受託実績	10				
小計(満点:150点)					

評価項目(加算項目)	配点	評価	評価点	
企業としての取組に関する視点				
ワークライフバランスに関する取組				
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	1			
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	1			
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1			
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1			
市内の中小企業であること	5			
小計(満点:11点)				
合計(満点:161点)				

評価方法

各評価項目は3段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、5点:普通、0点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとする。
市内の中小企業であることでの加点は5点とする。
なお、1~3について、2(5)、3(3)を除き、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。

提案書評価基準

評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価		
		A(10点)	B(5点)	C(0点)
1 業務実施方針に関する視点				
(1)業務目的・内容の理解度	・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている。 ・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。	的確に理解しており検討が十分なされている	妥当なレベルで理解され検討されている	よく理解されておらず、検討が不十分
(2)業務実施方針の妥当性	・事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられている	優れた方針が立てられている	妥当な方針が立てられている	方針が不適切
2 提案内容に関する視点				
(1)提案者が有する市内スタートアップや中小企業とのネットワークを活用した受入企業の開拓	・横浜市内のスタートアップや中小企業との間で、企業の経営課題を把握し、副業・兼業人材活用の判断ができる部門やキーパーソンとの連携事例を有している ・令和4年度のマッチング事例創出目標10事例を達成可能な複数の企業とのネットワークを有している ・既存のネットワークにとどまらず、今後ネットワークを拡大していく見込みがある ・横浜市内の中小企業やスタートアップが抱える経営課題の解決や新事業展開の支援など、副業・兼業人材の活用を通じて、新たな価値を創造できるようなプロジェクトを発掘するための工夫をしている ・課題の洗い出し、副業・兼業人材を活用する事業や業務の整理のための支援が効果的である	目標達成可能なネットワークを有しており、既存のネットワークにとどまらず、今後ネットワークを拡大していく見込みがあり、ネットワークを活用した受入企業の開拓について優れた提案がなされている	目標達成可能なネットワークを有している	目標達成可能なネットワークを有しているといえず、期待されるレベルの提案がなされていない
(2)副業・兼業人材募集要項作成の支援、副業・兼業人材公募の支援	・受入企業のニーズ把握や募集要項作成にあたり、受入企業側の課題を明確化するよう支援している。 ・ニーズに合致する人材からの応募につながるよう支援している。 ・高度なスキルや経験を有する優秀な人材を取り込める手法となっている	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(3)受入企業と副業・兼業人材のマッチング支援	・受入企業、副業・兼業人材の双方がプロジェクトの目的を共有し、プロジェクト実施を通じて成長につながるマッチングとするための工夫をしている ・人材受入後のミスマッチが生じないような工夫をしている	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(4)スキルや経験を有する人材を活用して市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みの構築	・横浜の地域特性や強み、弱みを理解している ・「持続的」なものとするための取組内容に説得力、実現性が感じられる。	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(5)業務内容の達成に必要な能力と実現性	・提案内容に説得力があり、実現性を感じられる	質の高い業務の提案がなされている	妥当な業務の提案がなされている	提案がない、または期待されるレベルの提案がなされていない。
3 実施体制に関する視点				
(1)運営事務局の設置、従事スタッフの構成・専門性・人数など	事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。	当該分野に経験豊富なスタッフが十分にそろっており、信頼性の高い事務局運営が期待できる	事業実施には障害がない体制が整えられている	業務実施にあたり当該分野に経験のあるスタッフがおらず、実施体制に不安がある
(2)運営計画の妥当性	事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	十分検討されており高く評価できる	妥当な運営計画が策定されている	業務実施手法と矛盾が見られるなど十分検討されていない
(3)類似業務の実績	過去に類似事業の実績があり、その事業内容や事業手法が評価でき、契約期間中事業を継続して実施するための組織及び体制が整っている。	高度かつ豊富な実績がある	実績がある	実績がない
評価方法 上記の各評価項目は3段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、5点:普通、0点:劣る、とする。2(5)、3(3)を除き、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。				

評価項目(加算項目)	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	
①ワークライフバランスに関する取組	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	取得している、または認定されている
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	認定されている
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。
市内の中小企業であること	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	
合計	

評価方法

「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、市内の中小企業であることでの加点は5点とする。